

索道事業運送約款

(適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送は、この運送約款の定めるところにより行い、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習による。

(係員の指示)

第2条 旅客は、当社の係員が輸送の安全確保と秩序の維持のために行う指示に従わなければならない。

(運送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受ける。

(運送の引受けの拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶する。

- 1 旅客が有効なリフト券を所持していないとき。
- 2 係員の指示に従わないとき。
- 3 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- 4 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- 5 旅客が泥酔した者等、運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- 6 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第9号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む）又は感染症の所見のある者である場合。
- 7 旅客が索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省令第16号）第40条1項に規定する物品（危険物等）を所持する場合。
- 8 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合。
- 10 前各号に掲げる場合の外、正当な事由がある場合。

(運送の制限)

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由により運送上の支障がある場合又は当社の都合により、リフトの運転を制限又は停止、乗車券の販売を制限又は停止、定員又は手回り品の大きさ若しくは個数を制限することがあります。

(リフト券の所持)

第6条 旅客は、所定のリフト券を所持しなければ乗車できません。

(リフト券の発売)

第7条 当社は、リフト券を券売所等において発売する。

(リフト券の効力)

第8条 リフト券は、券面記載の条件により使用する場合に限り、その効力を有する。

ただし、日数券、時間券等は、当該リフト券を同一人が占有して使用する場合に限り有効とし、当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売したリフト券は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は有効とする。

(リフト券の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当するリフト券は、無効とする。

- 1 転売、転貸されたリフト券又は旅客その他の者が故意に偽造、改・変造したリフト券及び汚損がはなはだしく券面表示事項の判読困難となったとき。
- 2 使用者名の記載のあるリフト券を、その記名人以外の者が使用したとき。
- 3 不正な手段により取得したとき。

(リフト券の提示及び入鉄)

第10条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対してリフト券の提示を求め、これを確認、入鉄又は回収する。

(運賃及び適用方法)

第11条 当社が旅客から收受する運賃並びに適用方法は、別掲運賃表及び適用方法による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取り扱い)

第12条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の旅客に対しては、当社の責任により運転開始後に必要な運送継続の措置を行う。

(割増運賃等)

第13条 当社は、旅客が第9条の無効リフト券を使用した時は、その旅客から所持しているリフト券の所定の運賃の3倍の割増運賃の支払いを求める。

(運賃の払い戻し)

第14条 天災その他やむを得ない事由及び当社の責により全索道施設の運転ができないときは、別に定める規定により払い戻しを行う。

ただし、風、雨、雪及び霧等により、輸送の安全確保のため一時的に運転を中止したときは、この限りではありません。

(リフト券の再発行)

第15条 当社は、旅客が紛失した回数券又は日数券等については、再発行いたしません。

(責任の始期及び終期)

第16条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車したときに始まり、下車したときをもって終わる。

(旅客の禁止行為)

第17条 旅客は、次の行為を行ってはならない。

- 1 搬器から飛び降り又は所定位置以外で乗降すること。

- 2 スキー、スノーボード及び搬器を揺らすこと。
- 3 横乗り等の危険な姿勢で乗車すること。
- 4 ストック等で搬器や柱、リフト設備などを突く等の破損行為をすること。
- 5 リフトからゴミなどを捨てること。
- 6 乗車中に喫煙すること。
- 7 その他安全運送を妨げる行為をすること。

(旅客に関する責任)

第18条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。

ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- 1 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、又は索道施設に欠陥若しくは機能の損害がなかったこと等が証明されたとき。
- 2 事故が当該旅客又は当社の係員以外の第三者の故意又は過失により発生したことが証明されたとき。

(携行品等に関する責任)

第19条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキー、スノーボードその他の携行品等の滅失又は毀損による損害については、これを賠償する責を負わない。

ただし、その滅失又は毀損が当社の過失によるものであるときはこの限りではない。

(旅客の責任)

第20条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求める。

株式会社みなみあいづ 会津高原南郷スキー場

2023年11月1日 制定